

施設名称：大阪府立弥生文化博物館		指定管理者： A K N 共同事業体		指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日		所管課：大阪府教育庁 文化財保護課				
評価項目		評価の基準（内容）	指定管理者の自己評価 （ 月記入）	評価	施設所管課の評価 （ 月記入）	R5	R6	R7	評価委員会の指摘・提言	
				S～C		評 価	評 価	評 価		
I 提案の履行状況に関する項目	(1)施設の設置 目的および管 理運営方針	◇館の設置目的及び提案内容に沿った管理 運営がなされているか ○資料の収集・保管・展示 ○調査研究による最新の成果の発信 ・図録の刊行 3 回 ○池上曾根史跡公園、池上曾根弥生学習館 との一体的な活動 ・事業実施 2 回				S	S			
	(2) 平等な利用 を図るための 具体的手法・効 果	◇公平なサービスの提供と対応、障がい者・ 高齢者への配慮がなされているか ○高齢者、障がい者等への利用援助 ○子どもにも分かりやすい解説の充実				A	A			
	(3)利用者の増 加を図るため の具体的手法・ 効果	◇利用者増加のための工夫がなされている か ○展覧会・スポット展示などの実施 ・開催回数 6 回 ○「木曜大学」などの講座の実施 ・開催回数 38 回 ○学校教育との連携 ・学校等の受入 ・出前事業の実施 ・博学連携事業の推進 ○「でかける博物館」事業の実施 ・出張展示 2 回 ・出張体験学習 8 回 ・出張講座 4 回 ○「府民が参加する博物館」事業の実施 ・ミュージアムコンサートの実施 21 回 ・ミニギャラリーの実施 3 回				S	S			

		○広報の積極的な展開 ◇利用者数 ○入館者数及び館外利用者数 令和 7 年度年間目標 ・入館者数 28,800 人 ・館外利用者数 26,000 人 令和 6 年度実績 ・入館者数 31,774 人 ・館外利用者数 26,924 人 ○類似施設との比較 ◇利用者満足度調査の結果 ・「満足」「やや満足」の割合 90%							
	(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	◇サービスの向上が図られているか ○インターネットの活用 ・ホームページの更新 更新回数 24 回 ・SNS の活用 Facebook、Instagram の投稿数 計 130 回 ○施設の積極的な活用 ・体験ゾーンの活用 ・1F フリースペースの活用 ○展示解説リーフレット・解説シートの配付 ○デジタルアーカイブ化の推進				A	A		
	(5)施設及び資料の維持管理の内容、的確性	◇施設・設備の維持・安全管理計画は適切か ○施設及び資料の管理 ・年間計画の策定と適切な実施 ・定期点検の実施と記録簿の作成 ○危機管理 ・マニュアルの履行 ・訓練の実施				A	A		
	(6)府施策との整合	◇提案に沿った府施策との整合が図られているか ○「こころの再生」府民運動への協力 ・「こどもファーストデイ」の実施 12 回 ◇就職困難者等の雇用 ◇府民・NPO との協働				A	A		

		◇環境問題への取り組み ◇『大阪府文化財保存活用大綱』をふまえた運営 ◇大阪府障がい者差別解消条例等に基づく合理的配慮の提供							
II さらなるサービスの向上に関する項目	(1) 利用者満足度調査等	◇利用者満足度調査の実施により利用者の意見を把握し、その結果を運営に反映しているか				A	A		
	(2) その他創意工夫	◇その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫が行われているか ○動画などの公開 ・インターネットでの解説動画等の公開 3 件				A	A		
III 適切な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の程度	◇事業収支について、計画どおりに実施されているか				A	A		
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	◇必要な人員数及び人材を確保・配置のうえ、適切に事業が実施されているか ◇従業者への管理監督体制・責任体制が整備されているか				A	A		
	(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	◇法人の財務状況は適切か				A	A		

R 5 年度評価：A R 6 年度評価：A R 7 年度評価：
総合評価（R 5～6 年度）：II 最終評価（R 5～7 年度）：

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

- ①項目ごとの評価は下記の 4 段階評価とする。
- S：計画を上回る優良な実施状況
A：計画どおりの良好な実施状況
B：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況
C：改善を要する実施状況
- ②年度評価は、次の 4 段階評価とする。
- S：項目ごとの評価のうち S が 5 割以上で、B・C がない
A：項目ごとの評価のうち B が 2 割未満で、C がない
B：S・A・C 以外
C：項目ごとの評価のうち C が 2 割以上。又は C が 2 割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合
- ③総合評価及び最終評価は、次の 4 段階評価とする。
- I：評価対象となる年度の年度評価のうち S が 5 割以上で、B・C がない
II：評価対象となる年度の年度評価のうち B が 3 割未満で、C がない
III：I・II・IV 以外
IV：評価対象となる年度の年度評価のうち C が 5 割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：R 6 年度は総合評価、R 7 年度は最終評価を行う。

